

議案第四号

工事請負契約について

温泉プール建設工事について左記により請負契約を締結するものとする。

記

一、契約の目的 温泉プール建設工事

二、契約の方法 随意契約

三、契約の相手方 大阪市大淀区豊崎西通二丁目二四番地

栗田工業株式会社

取締役社長 栗田 春生

四、工 期 契約の日から昭和三十八年三月三十一日まで

五、事 由

ノ国民保養温泉地整備事業の一環として温泉プールを設置して温泉の
大衆利用を最高度にする。

2、温泉プール建設工事はその工事内容が特殊な性質を有する工事である。

競争入札により難く、三朝町契約条例第四十条第一号による随意契約

を妥協と認める。

昭和三十一年一月十八日提出

三朝町長坂出雅巳

昭和三十一年一月十八日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

